

## 第5次長野県男女共同参画計画（素案）へのご意見と県の考え方

資料2

県民文化部人権・男女共同参画課

- 意見募集期間：令和3年2月10日～令和3年3月11日（30日間）
- 意見の総数：7者、41件

連番	該当箇所	ご意見の内容	県の考え方
1	第1章 計画策定の背景 (第4計画の達成状況)	「25～44歳における育児中の女性の有業率について、正規雇用で中位なのか、非正規雇用も含めての中位なのか明確にすべき。 正規雇用と非正規雇用別の全国順位を明示することを提案する。	ご指摘の項目では、4次計画策定時に設定した目標値を評価しております。なお、「有業率」とは生産年齢人口に占める『普段収入を得ることを目的として仕事をしている者』の割合であり、雇用者だけではなく、自営業主、家族従業者を含んでいます。 また、本県といたしましては、正規雇用率の全国順位ではなく、「キャリアの断絶」が生じている現状を問題視しており、「女性の就業継続に向けた取組と能力発揮への支援」が課題と認識しています。(計画素案19P)
2	第1章 計画策定の背景 (第4計画の達成状況)	講座の満足度が数値目標として掲げられているが、講座は一つの手法に過ぎない。どのような行動変容を求めた講座が開講できたのか、講座がどのような結果をもたらしたのか、他の目標とクロスできるような目標設定をすること。	ご指摘の項目では、4次計画策定時に設定した目標値を評価しています。ご意見は5次計画の目標設定の検討にあたり参考にさせていただきます。
3	第1章 計画策定の背景 (第4計画の達成状況)	「デートDV」の用語認知度も重要な指標だが、相談先（助けを求める先）の認知度も目標値として掲げることを提案する。 女性の3人に1人、男性の5人に1人が配偶者からの暴力を受けたとの回答をしている実態からも、DV相談窓口の認知度を目標値とすること。	5次計画の目標設定の検討にあたり参考にさせていただきます。

連番	該当箇所	ご意見の内容	県の考え方
4	第2章 新たな視点	<p>若い女性に選ばれる条件のつぎのとおり整備することを提案する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦共にやりがいのある仕事（ディーセントワーク）がある</li> <li>・高校までの教育機関が利用できる</li> <li>・医療（特に小児科）が近くにある</li> <li>・女性が尊重される</li> <li>・様々な行事・束縛を減らす</li> <li>・合理的な考え方が重視される</li> </ul>	<p>お示しいただいた項目は大変重要なものであり、施策の実施にあたり参考にさせていただきます。</p>
5	第2章 新たな視点	<p>「若い女性に選ばれる」を「誰にも愛される」等にする。現行は、若い女性に特化し過ぎた感があり、性別や年齢に制約されることなく、誰にでも愛される県を目指すのが男女共同参画の社会への実現と考える。</p> <p>また、本文の「特に若年女性にとっては、地域社会に根強く残る固定的性別役割分担意識を背景とした生き方の制約が地域に戻らない一因」となっているが、「ともに働き、ともに子育てしやすい環境づくり」が必要等と強調すべき。</p>	<p>ご意見いただきました「誰にも」の視点は重要と認識しています。一方で、若者、特に20代女性の大都市圏への流出と、20代人口の男女の構成比が崩れている現状を問題と認識しており、「若者が魅力を感じられる地域社会づくり」を積極的に改善しなければならない課題と捉えています。</p>
6	第4章 テーマ1	<p>テーマ1前文に「お互いの先入観を取り除き、特性を尊重して」を追記を提案する。</p> <p>生物的に男女は同じではない。すべて同様にすることは困難であり、特性を尊重すべきことは合理的な配慮として重要。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

連番	該当箇所	ご意見の内容	県の考え方
7	第4章 テーマ1 (基本的事項)	欧米諸国が実施しているように、仕組みで対処することが必要。組織や政治、会議等における役員や理事などの男女比率を決め、仕組みから整えて社会構造上からの「男女平等」を実現し、社会的な意識を変えていくことも一つの方法。 「あらゆる分野の組織の管理職、役員等の男女の比率を、それぞれの業界や事業体等で目標値を設定し、社会構造上、女性の参画が促進・拡大するようにすることが必要です。」と加筆することを提案する。	ご意見として承ります。
8	第4章 テーマ1 (基本的事項)	意思決定での平等には、個人が独立した人格であることを認めることが最低条件である。また、ジェンダーによる役割分担の固定は排除しなければならない。意志決定の場に参加できない、世帯ごとに意見の一致を求める、ということが問題であることを広く認識させる必要がある。	ご意見を踏まえ、施策を推進してまいります。
9	第4章 テーマ1 (女性の登用拡大)	男女共同参画課長に女性を登用すること、また、各部の部長職・課長職の女性登用に向け条件整備すること。	ご意見として承り、引き続き女性登用に努めていきます。
10	第4章 テーマ1 (女性の登用拡大)	将来的に女性比率を40%台にすることを目指すように各組織や団体に積極的に呼び掛け、努力目標とすることを提案する。 また、そのような取り組みをしている組織や団体等を、「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証項目の重点とすることを提案する。	ご意見として承り、施策の実施にあたり参考にさせていただきます。
11	第4章 テーマ1 (雇用環境)	雇用機会均等法（1986年）から35年経過しても平等には程遠いのでアフーマティブ・アクションを更に拡充させる必要がある。	ご意見として承り、施策の実施にあたり参考にさせていただきます。
12	第4章 テーマ1 (雇用環境)	「男女の均等な機会と待遇の確保等性差別のない雇用環境の整備」へ男女の特性を尊重し、「特性に配慮した」を加筆を提案する。	ご意見として承ります。

連番	該当箇所	ご意見の内容	県の考え方
13	第4章 テーマⅠ (雇用環境)	働き方改革の取組は企業によって温度差がある。特に男女の構成比に偏りのある企業に対する計画の周知を希望する。	経済団体や労働団体、国・市町村等の関係者と連携して計画の幅広い周知に努めます。
14	第4章 テーマⅠ (WLB)	男性の育児休業取得については「女性の負担を減らす」だけでなく、「育児の楽しみをパートナーと分かち合う」という視点が必要。負担部分だけをクローズアップする表現はマイナスイメージであり、見直しを希望する。	重点目標2の基本的事項において、「男性にとって、仕事だけでなく家庭生活や地域活動を充実することが、キャリアにも人生にもプラスになるというワーク・ライフ・バランスの考え方やその重要性を、改めて社会全体で認識する必要がある」と記載しています。
15	第4章 テーマⅠ (WLB)	家事労働の再分配がなされないまま性急にテレワークが導入され、女性に過重な負担を強いることにつながっている部分もあるのではないかと。男女が共に、仕事と家庭に関する責任を担えること、そして職場と家庭での役割の両立が可能な人だけでなく、社会の全構成員が生涯にわたって自立した生活を送れるための具体的な施策を望む。	ご意見として承ります。
16	第4章 テーマⅠ、テーマⅡ (家庭での役割分担)	公的に押し付けるものではないが、平等に分担することができるような社会環境を整える必要がある。 一人親家庭が経済的・社会的に無理なく自立できるような制度が必要である。	ご意見として承り、施策の実施にあたり参考にさせていただきます。
17	第4章 テーマⅡ (安全・安心なくらしの実現)	テーマⅡの表題を「人権が尊重される安全・安心なくらしの実現」とすること、また、重点目標3を「人権に対する認識向上に基づくあらゆる暴力の根絶と生涯を通じた男女の健康支援」とすることを提案する。	ご指摘の項目は、ご意見の趣旨を踏まえたうえで設定しています。

連番	該当箇所	ご意見の内容	県の考え方
18	第4章 テーマII (安全・安心なくらしの実現)	テーマII重点目標3の施策の基本的事項について、以下のとおり提案する。 「身体的性差や性の多様性について <u>幼少期から理解していく</u> ことは、お互いを思いやる気持ちと人権を尊重し合うことにつながります。 <u>人権教育としての性教育に家庭・学校・社会のあらゆる場でとりくむことが求められます。</u> また、～(以下そのまま)	ご意見として承り、施策の実施にあたり参考にさせていただきます。
19	第4章 テーマII (安全・安心なくらしの実現)	男女共同参画の根底には人権教育としての性教育が必要であることから、テーマII重点目標3の施策の基本的方向について、1として「人権教育としての性教育の充実」を加え、以下番号を送ることを提案する。	ご意見として承り、施策の実施にあたり参考にさせていただきます。
20	第4章 テーマII (安全・安心なくらしの実現)	テーマII－重点目標3の施策の基本的事項1として、「互いを理解し、健康でより安全なくらしを実現するために、人権教育としての性教育に家庭・学校・社会のあらゆる場でとりくみます。」を挿入することを提案する。	ご意見として承り、施策の実施にあたり参考にさせていただきます。
21	第4章 テーマII (暴力被害者への支援)	新型コロナウイルス感染症の流行により、DV相談の件数が増加しているとともに、女性の自殺者が増えており、女性がより弱い立場に置かれていることが明らかになっている。少しでも女性が相談できる機会を増やすために、ヘアサロンやネイルサロンといった女性が相談しやすい施設を活用しては如何か。まずは、DV相談窓口が掲載されたパンフレットの配布を依頼する等つながりを作り、女性が相談しやすい環境づくりに取り組まれることを期待する。	ご意見として承り、施策の実施にあたり参考にさせていただきます。
22	第4章 テーマII (暴力被害者への支援)	被害者等が身近な場で適切な支援が受けられるよう、「メールやLINE等多様な相談窓口の開設と周知や専門職の相談員の配置促進」を追記することを提案する。	ご意見として承り、施策の実施にあたり参考にさせていただきます。

連番	該当箇所	ご意見の内容	県の考え方
23	第4章 テーマII (暴力被害者への支援)	単に相談を待つだけではなく、アウトリーチの視点も加えた体制整備をされること。及び相談窓口の体制整備に留まることなく、被害を受けた場合の一時保護施設の充実を求める。 特に、高齢の女性や、障がいを持つ女性も、DV法に基づく保護施設での保護が適切に図られるよう体制整備を行うこと。	ご意見として承り、施策の実施にあたり参考にさせていただきます。
24	第4章 テーマII (生涯を通じた男女の健康支援)	「男性に多く見られる性差に基づく思い込み・人生観等に起因する自殺や、社会経済情勢の変化に起因する自殺者を未然に防ぐため、・・・」を「男性に多く見られる性差に基づく思い込み・人生観等に起因する自殺や、 <u>男女を問わず社会経済情勢の変化に起因する自殺者を未然に防ぐため、・・・</u> 」とすること。	「社会情勢の変化に起因する自殺者」は、男性に限定した表記ではありませんが、わかりやすい文章となるよう検討します。
25	第4章 テーマII (生涯を通じた男女の健康支援)	テーマII－重点目標3－施策の基本的方向3の1項目について、以下のとおり変更することを提案する。 「 <u>ジェンダーによる「こうあるべき」という心理的圧力</u> ・人生観等に起因する自殺や、社会経済情勢の変化に起因する自殺者を未然に防ぐため、 <u>社会全般におけるジェンダー平等にとりくみ</u> 、企業は関係機関・団体等と～（以下そのまま）」	ご意見として承ります。
26	第4章 テーマII (困難な状況に置かれている者への支援)	「生活上困難な状況に置かれている者に対する包括的な支援」は、誰がどこで行うのか記載すべき。 「市町村行政の相談支援を行う担当部署と多機関連携により、」を追記すること。	ご指摘の項目については、生活就労支援機関の取組のみならず、県営住宅の優先入居や就業支援等の県の取組を収れんして記載しています。追記のご提案については、ご意見として承ります。
27	第4章 テーマII (困難な状況に置かれている者への支援)	子育て支援の重要性はひとり親に限らない。働きやすさを含め、ワーク・ライフ・バランスもあわせた推進を期待する。	ご意見として承ります。

連番	該当箇所	ご意見の内容	県の考え方
28	第4章 テーマII (困難な状況に置かれている者への支援)	地域においては、コロナ禍によりアルバイト等ができず収入のない学生や、持ち家はあっても生活保護を受けられない低年金による単身女性の貧困も、見逃すことのできない問題。弱者としての視点を重視し、相談しやすい環境の整備と共にその支援が届きやすくなるよう具体的な施策を求める。	ご意見として承り、施策の実施にあたり参考にさせていただきます。
29	第4章 テーマII (困難な状況に置かれている者への支援)	ひとり親世帯に対する支援について、金銭面だけでなく、ひとり親でも頑張っている社会環境について当事者と一緒に考えてもらいたい。	ご意見として承り、施策の実施にあたり参考にさせていただきます。
30	第4章 テーマIII (意識改革・理解促進)	「夫婦」の「婦」の漢字の成り立ちを考えたとき、使用はなるべく控えたい。特にこの計画においては配慮が必要。したがって「夫妻」または「夫と妻」とすることを提案する。	国の「少子化社会対策大綱」を参考に記載を検討します。
31	第4章 テーマIII (意識改革・理解促進)	アンコンシャス・バイアスをなくして、女性が生き生きと参加できる地域社会をめざす全般的方向に期待するが、それを実際に行うための具体策（ポジティブアクションを含む）が不十分。企業・労働組合やその他の団体、地域組織などに対する踏み込んだ施策の公表を希望する。	固定的性別役割分担やアンコンシャス・バイアスの払拭は重要な課題と認識しており、ご意見は施策の実施にあたり参考にさせていただきます。
32	第4章 テーマIII (意識改革・理解促進)	テーマIII重点目標5の施策の基本的方向2について、以下のとおり提案する。 「学校教育の中で、男女平等と相互協力の意識を高め、男女共同参画社会づくりに関する教育を推進します。そのために、 <u>人権教育としての性教育を位置づけ、豊かな性教育が行われるよう教育課程にゆとりをもたせ、指導する立場にある教職員に対し人権教育・性教育研修等を実施します。</u> 」	ご意見として承り、施策の実施にあたり参考にさせていただきます。

連番	該当箇所	ご意見の内容	県の考え方
33	第4章 テーマⅢ (意識改革・理解促進)	「企業等への環境整備」の部分で「企業等への超勤縮減をはじめとする環境整備」とすること。	ご指摘のある前段の「男性中心型労働慣行からの脱却」には、長時間労働の是正の意味が含まれています。
34	第4章 推進体制の強化	住民に身近な場面で施策を展開する市町村でも役割は、非常に大きい。市町村における男女共同参画計画、活躍推進計画の施策とその実現への積極的な支援と、それらを実行性の高い取組みとするために具体的かつ効果的な施策を期待する。	住民に身近な市町村の役割は重要との認識のもと、市町村との連携を一層強化し、計画の浸透を図るとともに、男女共同参画に関する情報提供等の支援を行い、市町村における男女共同参画に関する計画策定等を促進します。
35	第4章 推進体制の強化	市町村に対し、「地域の実情や特性を踏まえた男女共同参画社会の形成に向けた主体的な取組を促進」では記載が抽象的。 市町村の男女共同参画に関する条例の制定、計画の策定率、諮問機関・懇談会設置率等についての項目を増やすこと。	
36	第4章 推進体制の強化	推進のために、リモート方式を可能な限り取り入れる。リモート会議や、メールでのやりとりで出来ることは切り替えていくことで、女性の参画は飛躍的に進むと思います。また、障害のある方も参画可能になると思います。国会議員でもありますが、議場にくるとするのは、大変です。各種審議会、県議会なども、子育て中の女性、障害のある方の参画が可能です。全国に先駆けて取り入れること。	ご意見として承ります。
37	その他	「男女共同参画」には平等という概念は含まれていない。SDGsの目標分野5はジェンダー平等であり、すべての表記はジェンダー平等とすべきである。	ご意見として承ります。



連番	該当箇所	ご意見の内容	県の考え方
38	その他	抽象的な記述が多い。主体的に取り組む機関名や主体者の記載、具体策、各項目の目標値を設定すること。	本計画における「施策の基本的方向」は、県の様々な取組を収れんして記載しています。また、計画に基づく施策の実施状況や男女共同参画社会づくりの推進状況については、毎年その概要をまとめて公表します。 計画全体を推進していく上で目指す「達成目標」については、今後設定します。
39	その他	他県と比較した場合、長野県全体の傾向として、現状は相当遅れている項目が多数存在すると認識の上、本計画では、どうしたら目標に近づくことができるのかについて重点を置く計画にすること。	第1章－4で記載する「男女共同参画に関する長野県の主な課題」と第2章に記載する「新たな視点」を踏まえ、男女共同参画社会づくりを推進します。
40	その他	県と市町村は既成の団体ではなく下記団体との意見交換などの連携（パートナーシップ）を提案する。 ・県内各地の市民団体（自主的民間団体） ・主として高校生を中心とした様々な県内団体 ・国際NGO（の日本支部）、他県（東京が多い）の市民団体 人権／環境／開発 ・人権関係の専門家（研究者、弁護士）	非常に重要な視点であり、参考にさせていただきます。

連番	該当箇所	ご意見の内容	県の考え方
41	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法規や国の資料は示されているが、検証するために欠かせない参考図書、基準となる資料が示されていない。</li> <li>・「人権」が正しく理解されていない（明確に規定された権利であって、思いやり・道徳・人生観・哲学などではないことが理解されていない。）</li> <li>・1980年以来取り組んでいるのに成果が上がっていない原因が分析されていない。（PDCAの欠如）</li> <li>・「地域のリーダー」という概念は多様性の排除の危険性がある。地域ではなく活動内容で括るべき。</li> </ul>	ご意見として承ります。